

報告第1号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

足立区長等の給料等の特例に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年12月28日

足立区長 鈴木恒年

足立区長等の給料等の特例に関する条例を公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

足立区長 鈴木 恒 年

足立区条例第 76 号

足立区長等の給料等の特例に関する条例

(区長等の給料等の特例)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和 31 年足立区条例第 13 号)第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、区長、助役、収入役及び常勤の監査委員(以下「区長等」という。)の地域手当の額は、同条例別表に定める区長等の給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

(教育長の給料等の特例)

第 2 条 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和 31 年足立区条例第 11 号)第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、教育長の地域手当の額は、同条例第 2 条に定める給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行し、同年 3 月 31 日限り、その効力を失う。